

<参考>

まちづくり3法の改正（2006年5月）について

○まちづくり3法とは、都市計画法、中心市街地活性化法（中活法）、大規模小売店舗立地法（大店立地法）の総称で、2006年5月に都市計画法と中心市街地活性化法の改正が行われ、大型店舗の郊外立地を規制して中心市街地の活性化を図るために、新たな出店規制や特例措置が設けられました。施行は2007年秋となります。

改正箇所のうち、大店立地法に関係する部分は以下のとおりです。なお、大店立地法については、指針等の改定だけで、法改正はありません。

○都市計画法の改正による出店規制

- ・延べ床面積が1万平方メートルを超過する大型小売店舗などの大規模集客施設の出店は、「商業」「近隣商業」「準工業」地域のみ出店可能、「第二種住居」「準住居」「工業」地域では原則として出店不可、「市街化調整区域」や「白地地域」などにも原則として出店不可となります。
- ・原則として出店不可の地域に出店するには、地方自治体による用途地域の変更が必要です。なお、延べ床面積が1万平方メートルを超過する飲食店や映画館、スタジアム、娯楽施設なども大規模集客施設として規制対象となります。

○中心市街地活性化法の改正に伴う大店立地法の特例措置

・2006年9月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」には、以下のような大規模小売店舗立地法の特例措置が含まれています。

第一種大規模小売店舗立地法特例区域

対象 認定された市町村の中心市街地活性化基本計画において定められた中心市街地
概要 大店立地法手続きを実質的に適用除外（大店立地法の届出不要など）。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域

対象 全国の中心市街地
概要 大店立地法の手続きの簡素化（届出の簡素化や8か月の実施制限の適用除外等）

※ この他に、都道府県や市町村によっては独自の規制が適用される場合があります。